

令和3年(2021年)5月11日

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

緊急事態措置延長に伴う学校園の対応について

日頃より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

さて、兵庫県全域が対象となっている新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

本市においては、感染拡大のリスクが非常に高いことを十分に認識し、警戒度を維持し、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、感染症対策を徹底したうえで、教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 教育活動

緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行ってまいります。

また、校外から大人数を呼び込むような校内行事を控えるとともに、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

2 宿泊的行事について

緊急事態措置期間中は、修学旅行を含む宿泊行事は行いません。

3 部活動

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無にかかわらず文化部を含め部活動を実施します。緊急事態宣言延長を踏まえ、教育活動における感染防止対策に加え、更衣室・部室でのミーティング時のマスク着用などを徹底するとともに、近距離で飛沫が飛ぶような接触は避けるようにします。

(1) 平日(4日)

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみ活動を実施します。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動、練習試合は行いません。
- ・活動時間は2時間以内とします。

(2) 土日

- ・原則休止とします。

ただし、県高体連・県中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日(中学校・義務教育学校は総合体育大会開会式6/19)の3週間前からの練習(合宿等、宿泊を伴う活動、練習試合は除く)は可能とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とします。

(裏面に続く)

【部活動の取扱い】

区 分	緊急事態措置期間	
	校内	校外
練習	○ (校内 平日4日2時間以内 土・日は不可)	×
合宿等、宿泊を伴う活動、練習試合	×	×
公式大会(※)への参加 大会初日の3週間前の練習	○ (校内 平日4日2時間以内 土・日いずれか1日のみ可)	×

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

4 ご家庭へのお願い

児童生徒の感染は家庭内感染が主となっていることから、各家庭において、引き続き、感染予防対策をお願いします。

また、各家庭において、毎日の登校前の検温など健康観察を、改めて徹底いただくとともに、次のような感染予防対策をお願いします。

(1) 感染源を絶つ

児童生徒はもとより同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校させないようお願いします。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

(2) 感染経路を絶つ

手洗いや咳エチケットを徹底してください。

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事をとり、規則正しい生活をお願いします。

(4) 不要不急の外出を自粛する

以上